ロ　陸上移動局、指令局又はＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（ＭＣＡ制御局と制御装置を共用するものを除く。）の制御装置

(1)　イ(3)の条件に適合すること。

(2)　制御信号は、次のとおりであること。

(イ)　イ(1)の(イ)及び(ニ)の条件に適合すること。

(ロ)　信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の二〇〇とする。）であること。

(ハ)　ＭＳＫ方式により、変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。）であるものであること。

(3)　〇・三二ミリボルトから一ミリボルトまでの範囲で任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が自動的に一ワット以下に低下すること（九三〇ＭＨｚを超え九四〇ＭＨｚ以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の制御装置の場合に限る。）。

(4)　使用する電波の周波数は、イ(1)の制御信号により指示されたものが自動的に選択されること。

(5)　通話に使用する電波の周波数及び通話時間を指示する制御信号を受信した後指示された通話時間以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数がイの(1)の制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること（陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。）。

(6)　通話に使用する電波の受信機入力電圧が任意に設定された値以下であるとき又は終話信号を受信したときに、自動的に電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数がイの(1)の制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること（陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。）。

(7)　無線設備の故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が三六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること（陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。）。

(8)　総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備え付けていること。

［第四十九条の七の三　同上］

［新設］

［第四十九条の七の三　略］

第四節の六の二　高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

（高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の七の四　高度ＭＣＡ制御局（高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものに限る。）を含む。第一号及び第二項において同じ。）の無線設備で九四〇ＭＨｚを超え九四五ＭＨｚ以下の周波数の電波を送信するもの又は高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局（高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共有するものを除く。）を含む。以下この条において「陸上移動局」という。）の無線設備で八九五ＭＨｚを超え九〇〇ＭＨｚ以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。